

## 第9回千葉海区漁業調整委員会

- 1 日 時 令和8年3月13日（金）午後2時から
- 2 場 所 プラザ菜の花4階「楨」
- 3 出 席 者
- 委 員 石井 春人、鈴木 直一、佐久間 國治、中村 繁久、高橋 敏夫、  
平島 孝一郎、佐藤 光男、松本 めい子、酒井 光弘、小栗山 喜一郎、  
坂本 雅信、和田 一夫、黒沼 吉弘、篠原 克二郎、本田 直久
- 専 門 委 員 齋藤 御津久、嶋津 圭一
- 水 産 課 宮嶋課長  
篠原漁業調整班長、五味主査  
原口漁船漁業班長
- 漁業資源課 原課長  
赤羽資源管理班長、川合主査、辻技師
- 水産事務所 銚子：末永所長、辻技師  
館山：迫所長、小宮主査  
勝浦：荒井所長、庄司課長
- 水案総合研究センター 尾崎資源研究室長
- 事 務 局 永野副技監、岡村副主幹、高山副主査
- 4 議 題
- (1) 千葉海区漁場計画の変更について（諮問）
- (2) 千葉県資源管理方針の変更について（諮問）
- (3) くろまぐろ、するめいか及びぶりに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可  
能量の設定について（諮問）
- (4) 千葉海区漁業調整委員会における個人情報保護に関する法律に基づく処分に  
係る審査基準の策定について
- (5) その他

### 【永野副技監】

定刻となりましたので、ただいまから第9回千葉海区漁業調整委員会を開会いたします。

初めに、石井会長から御挨拶を申し上げます。

### 【石井会長】

皆様には大変お忙しい中、第9回千葉海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

初めに、元委員の訃報について御報告します。17期から19期まで11年3か月にわたり委員を務められた金高重雄氏が去る2月12日に逝去されました。金高氏は、委員会の業務のみならず、沿岸小型漁業協同組合の組合長として、キンメダイの資源管理に尽力され、小型漁船漁業の発展に大きく貢献されました。

委員会を代表し、20日に執り行われた通夜には私と副技監が参列いたしました。謹んで御冥福をお祈りいたします。

次に、浜の状況についてです。ひな祭りには欠かせないハマグリですが、令和7年の九十九里地区のチョウセンハマグリの水揚げは、漁獲量約2,170トン、金額は約20億円となり、平年と比べて漁獲量は約4割増し、金額は3割増しとなりました。現在でも好調な水揚げが続いているとのことでした。

最後に、太平洋広域漁業調整委員会についてです。2月17日に開催され、私が出席いたしました。議題は、クロマグロの遊漁に関する委員会指示の改正と、キンメダイ底刺し網漁業の委員会指示であり、概要は事務局から後ほど報告いたします。

さて、本日の議案は、千葉海区漁場計画の変更、千葉県資源管理方針の変更、クロマグロ、スルメイカ、ブリに関する知事管理漁獲可能量について、ほか1議題を予定しています。いずれも重要案件ですので、委員の皆様方の慎重審議をお願いいたしまして、挨拶いたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### 【永野副技監】

ありがとうございました。着座にて失礼します。

ここで、本日の出席状況を御報告申し上げます。本日は、委員全員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項に規定する過半数以上の委員の出席がありますので、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

なお、田邊専門委員から出席できない旨の連絡がございました。

次に、議長でございますが、委員会会議規程第3条によりまして、石井会長にお願いいたします。

#### 【石井会長】

それでは、議事を進行します。

まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第11条の規定により、私から指名します。

篠原委員と佐藤委員にお願いいたします。

続いて議題に入ります。第1号議案「千葉海区漁場計画の変更について（諮問）」を上程いたします。

本議案につきましては、1月に開催した第8回の委員会において、委員の皆様にご審議いただいております。また、先ほど開催した公聴会において、利害関係人からの意見を

聞きました。これを踏まえて、再度審議の上、採決を図りたいと思います。

それでは、第1号議案について、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。何かございませんか。

特にないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第1号議案「千葉海区漁場計画の変更について（諮問）」、原案に賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

【石井会長】

挙手全員によりまして、第1号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、本件は、公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第2号議案「千葉県資源管理方針の変更について（諮問）」を上程いたします。事務局から朗読をお願いいたします。

【高山副主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、漁業資源課から説明をお願いいたします。

【赤羽班長】

漁業資源課資源管理班の赤羽です。第2号議案について御説明させていただきます。本体資料の4ページを御覧ください。

本議案は、千葉県において資源管理を行うため令和2年度に策定された「千葉県資源管理方針」の変更についての諮問となります。別刷りの資料1-1を御覧ください。こちらには、変更にあたっての概要を記載しております。

資料上部の四角囲いした箇所を御覧ください。漁業法第14条の規定により、都道府県知事は、国の資源管理基本方針に即して、資源管理に関する基本的事項や特定水産資源

ごとの知事管理区分などを内容とする都道府県資源管理方針を定めることとなっております。

千葉県資源管理方針、以降の説明では「県方針」とさせていただきますが、同法第14条第9項及び県方針第七の規定により、直近の資源評価や最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案し、おおむね5年ごとにその内容を検討することとなっております。

このたび、県方針の策定から5年が経過したことから、内容を検討した結果、下記の「主な変更点」にあります内容を変更することが適当と思料されました。県方針の変更に当たっては、同条第10項において準用する同条第4項の規定により、関係海区漁業調整委員会の意見を聞く必要があることから、今回お諮りするものです。

別刷りの資料1-2には、県方針を変更するに当たっての根拠法令等を示しています。後ほど御覧ください。

本体資料に戻りまして、5ページから47ページには、新しい資源管理方針の案、49ページから74ページには新旧対照表をお示ししております。主な変更点の概要については、先ほどの資料1-1にまとめておりますので、資料1-1に記載の順に、新旧対照表と併せて御説明させていただきます。

変更点の1つ目は、県方針第一「資源管理に関する基本的な事項」の漁業の状況についての変更になります。こちらは、本県における海面漁業の生産量などの情報を、平成30年時点の情報から、現時点で入手可能な最新情報として令和5年の情報に更新しております。新旧対照表では、49ページから50ページに該当いたします。

変更点の2つ目として、県方針第六「その他資源管理に関する重要事項」の「1 漁獲量等の情報」について、「特別管理特定水産資源」の漁獲報告に関する条項を追加する内容となっております。新旧対照表では50ページが該当いたします。

こちらは、漁業法の一部改正に伴って変更が必要となったものです。今般、TACによる資源管理を行う水産資源のうち、資源管理に関する国際的な枠組み等を勘案して、特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものを特別管理特定水産資源として定め、個体の数及び船舶等の名称等の報告を義務づけるとともに、報告期限を陸揚げした日から3日以内にするなどの漁業法等の改正が行われ、農林水産省令において、クロマグロ（大型魚）が特別管理特定水産資源として指定されました。これにより、特別管理特定水産資源の報告に関する条項を追加しております。

なお、この改正後の漁業法及び農林水産省令は今年の4月から施行されます。法令の抜粋を別刷りの資料1-3に、改正概要を資料1-4に示しておりますので、後ほど御覧ください。

3つ目の変更は、県方針第八「個別の水産資源についての具体的な資源管理方針」において、1から47のそれぞれで規定される個別の水産資源の具体的な資源管理方針に関する変更です。ここからの説明では、新旧対照表においてページが前後してしまうこと

もありますので御了承ください。

まず、「くろまぐろ（大型魚）の資源管理方針」における「漁獲量の管理の手法等」及び「その他資源管理に関する重要事項」を変更します。こちらは、先ほど御説明しました法改正を受けまして、漁獲量等の報告期限を陸揚げした日から3日以内に変更するとともに、クロマグロ（大型魚）が特別管理特定水産資源であることを示すという変更になります。新旧対照表では、54ページ及び55ページに該当いたします。

次に、一部の特定水産資源の資源管理方針について、「対象とする漁業」の記載を変更します。「さんま」「まあじ」「まいわし太平洋系群」「するめいか」及び「まさば及びごまさば太平洋系群」について、特定水産資源の当該知事管理区分の「対象とする漁業」について変更します。具体的には、これまでは主要な漁業のみを対象とする記載となっていました。今後、これまでのような現行水準ではなく、明示された数量での本県の知事管理漁獲可能量を管理することとなった場合、全ての漁業の漁獲量を管理するため、全ての漁業を対象とするように変更いたします。新旧対照表では、51ページから58ページにかけてそれぞれ記載させていただいております。なお、変更に伴い、(4)「漁獲可能量による知事管理以外の手法による資源管理に関する事項」についても所要の改正を行っております。内容についてはこれまでと同様であり、主要漁業について漁獲努力量による管理を併せて行うという内容となっております。

続いて、特定水産資源以外の水産資源の名称を一部変更します。こちらは、国の研究機関である水産研究・教育機構が実施する資源評価に併せて、県方針の項目及び水産資源の名称を変更するものです。具体的には、「きんめだい太平洋系群」は「きんめだい太平洋」、「ひらめ太平洋中部系群」は「ひらめ太平洋中部海域」、「まだい太平洋中部系群」は「まだい太平洋中部」に変更いたします。新旧対照表では、「きんめだい太平洋」は60ページ及び61ページ、「ひらめ太平洋中部海域」は62ページ、そして「まだい太平洋中部」は64ページに記載があります。

最後に、特定水産資源以外の水産資源の資源管理方針において「資源管理の方向性」を一部変更します。こちらは、千葉県沿岸水産資源の資源評価の評価手法等を変更したことに伴い、「まだい太平洋中部」及び「たちうお東京湾海域」の「資源管理の方向性」を変更するものです。新旧対照表では、64ページに「まだい太平洋中部」、70ページに「たちうお東京湾海域」について記載があります。これらは、「千葉県沿岸水産資源の資源評価」として県独自に資源評価を行う資源となります。両資源では評価手法が変更となりましたので、今般、令和7年度の資源評価結果を基に、「資源管理の方向性」を変更します。別刷りの資料1-5には、令和7年度のマダイ及びタチウオの資源評価結果をお示ししております。

マダイについては、令和5年度までは漁獲量による評価をしておりましたが、令和6年度以降は資源量計算を行って評価しており、令和7年度の資源水準は中位となっております。タチウオについては、令和6年度から漁獲量によって資源水準と動向を判断してお

り、令和7年度の資源水準は高位となっています。新旧対照表に戻りまして、(2)「資源管理の方向性」は、県で資源評価により資源水準と動向を判断している多くの魚種と同様に、中位水準以上の資源水準を維持する内容となっています。

また、その他として、軽微な字句等の修正を行っておりますが、内容の趣旨に大きく関係するものではありませんので、説明は省略させていただきます。これらの変更内容については、水産庁担当官とも確認を行っているものになります。

これで、県方針の説明については以上とさせていただきます。その他、関連する事項として、1点引き続き御説明させていただきます。

先ほど「特別管理特定水産資源」に関する県方針の変更の背景として御説明した漁業法の改正に伴うTAC報告について定めている県の規則も改正が必要となっております。これについては資料2に、概要と変更する規則の新旧対照表を付しておりますので御覧ください。

漁業法の改正により、クロマグロ大型魚が特別管理特定水産資源に指定されたことから、県で定めております特定水産資源に係る漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則においても、特別管理特定水産資源の報告の規定を整備する変更の手続きを、法の施行に併せて、令和8年4月1日施行予定で進めております。併せて御報告させていただきます。

漁業資源課からの説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

#### 【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

黒沼委員、どうぞ。

#### 【黒沼委員】

ありがとうございます。非常にたくさんの内容なので、全部は十分に把握し切れていないのですが、1つか2つ確認させてください。

まず、幾つかの魚種に対しての資源管理方針の対象となる海域の名称が3つ変わっていますよね。キンメダイが太平洋、ヒラメも太平洋中部海域、あとマダイなんかも入っていたと思いますけれども、これはどういうふうな考えで、系群から太平洋という1つの地域の名称だけにされたのでしょうかというのが質問です。確かに、刺し網なんかの関係では「太平洋」という形でくくっていたと思いますけれども、ほかのものでは、漁場ごとにある程度漁業規制というものを、自主的なものも含めてなんですけれども、尊重してくださっているというような印象は受けていたのですが、これはどうして1つにしちゃったのかということをお教えいただきたいのが最初の質問です。

【石井会長】

漁業資源課、どうぞ。

【赤羽班長】

「系群」という言葉を除いて名称変更したというところがありました。まず、「系群」という言葉については、遺伝的にほかの生物集団と区別できる集団のことを指しているということがあります。キンメダイ太平洋を例に挙げると、現在、国の資源評価で考慮されているキンメダイの集団と、資源評価では考慮されていない天皇海山におけるキンメダイの集団で遺伝的交流があることが分かったことから、資源評価で管理されている部分は系群全てを網羅してないという部分もありまして、「系群」という言葉を除いていると聞いております。そのほかの魚種についても、同様の事情で「系群」という言葉が除かれていると聞いております。

【石井会長】

黒沼委員。

【黒沼委員】

ありがとうございます。ということは、人間側が使っている視点での分け方ではなくて、純粋な意味で生物資源学的に、遺伝子的なものを含めた形でのくくりだと理解してよろしいのでしょうか。

【赤羽班長】

はい。その認識で間違いありません。

【黒沼委員】

ありがとうございます。もう一つよろしいですか。

【石井会長】

はい。

【黒沼委員】

すいません、もう一つ確認させてください。今日配付された資料では8ページになります。特定水産資源以外の水産資源というところ、2に当たるところなのですが、ここに、「特定水産資源以外の水産資源については」というような文言が並んでいますけれども、3行目のところに、「必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ

資源管理を行うものとする」と明記されています。これですけれども、いわゆる国がやっているやり方はもちろんそうなのですけれども、それ以外も、何か全く別の方法も県知事が許可すればやれると解釈してよろしいのでしょうか。それを教えてください。

【石井会長】

続けて、資源管理班。

【赤羽班長】

漁業資源課資源管理班、赤羽です。必要と考えられる資源管理の手法による管理というものは、例えば漁業者が自主的に行う自主的な資源管理、産卵期の保護だとか漁具、漁法の制限等、そういったものと組み合わせて資源管理をするという、数量管理と自主的資源管理両輪で資源管理を推進していくと、そういった表現ということで理解しております。

【石井会長】

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

ありがとうございます。そうすると、アウトプット、インプットのコントロール両方を考えてやっているということによろしいのですよね。

【赤羽班長】

その認識です。

【黒沼委員】

ということは、国がやっていない、例えばIQとかITQ、そういうのも含めてよろしいということなののでしょうか。これ、決してやれとは言っていないのですけれども、場合によっては可能かどうかということをお聞きしたいということです。

【石井会長】

続けてどうぞ。

【赤羽班長】

漁業資源課資源管理班、赤羽です。IQ管理については、法律上も規定はありますので、県の管理する知事管理区分においても、そういった管理のほうがより合理的な管理ができるということであれば、そういった方向性に進むことも可能と認識しております。

【石井会長】

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

ありがとうございます。ということはI Q、I T Qも可能性としては含んでいるというふうに、別に今すぐやるとかそういうことじゃなく、含んでいるという認識でよろしいということでした。ありがとうございます。

【石井会長】

そのほかに何か御質問、御意見等ございませんか。

本田委員、どうぞ。

【本田委員】

すいません、私も質問だけです。系群の話が出たので、ちょっと私も気になっていたので、さっきのキンメダイの例で言うと、キンメダイ太平洋系群の全体をカバーし切れてないという言い方のように聞こえたのですが、そういう理解ですか。キンメダイ太平洋系群というのは、今でも概念として存在するのですか。

【石井会長】

資源課、どうぞ。

【赤羽班長】

漁業資源課資源管理班、赤羽です。まず、キンメダイ太平洋系群という概念は今もあります。ただ、今、地域管理区分で漁獲して資源管理を行っている本県沿岸の資源については、あくまでも対象のエリアとして、天皇海山等沖合の資源までは含まない、そういったものとなっておりますので、今回、キンメダイ太平洋という形で、あえて両方使い分けている、そういったことになっております。

【石井会長】

本田委員、どうぞ。

【本田委員】

それは、ヒラメの太平洋中部系群とヒラメ太平洋中部海域というのも同じ考え方ですか。

【石井会長】

資源課、どうぞ。

【赤羽班長】

そういった理由から変更を行っていると聞いております。

【石井会長】

本田委員、どうぞ。

【本田委員】

じゃ、キンメの場合の天皇海山に相当する部分というのは、ヒラメの太平洋中部海域のどの辺に当たるのですか。

【石井会長】

資源課、お願いします。

【赤羽班長】

その部分については、すいません、答えを持ち合わせておりませんので、国等にも確認した上で答えさせてください。

【石井会長】

本田委員、どうぞ。

【本田委員】

それはそれで構わないです。ヒラメ太平洋北部系群という名称はそのまま残っているから、そっちとの境目について疑義は全くないということは間違いないですよ。ほかのところに、何かはみ出るところがあると、そういうことになっているはずなのですが、一応そのことを踏まえて、また聞いていただければと思います。

【赤羽班長】

確認いたします。

【石井会長】

そのほかに、何か御意見、御質問等ございませんか。

御意見も出尽くしたようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第2号議案「千葉県資源管理方針の変更について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手

を願います。

(挙手全員)

【石井会長】

挙手全員により、第2号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、本件は公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第3号議案「くろまぐろ、するめいか及びぶりに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」を上程いたします。

事務局から朗読を願います。

【高山副主査】

(朗読)

【石井会長】

続いて、漁業資源課から説明をお願いします。どうぞ。

【赤羽班長】

漁業資源課資源管理班の赤羽です。第3号議案について御説明させていただきます。本体資料の76ページを御覧ください。本議案は、令和7年12月19日付及び令和8年2月25日付で国から都道府県別漁獲可能量の当初配分があった「くろまぐろ」「するめいか」及び「ぶり」につきまして、本県における令和8管理年度の知事管理漁獲可能量の設定についてお諮りするものです。

漁業法第16条第1項におきましては、知事は県の定めた資源管理方針に即して、国から配分された漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量を定めるものとされており、また、同条第2項には、知事管理区分の漁獲可能量を定めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聞かなければならないとされており、別刷りの資料3-1にはクロマグロ、資料3-2にはスルメイカ及びブリの都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知をお示ししております。資料3-3には、知事管理漁獲可能量を定めるに当たっての根拠法令を示しております。後ほど御覧ください。

本体資料の77ページを御覧ください。令和8管理年度本県に定められた数量と、知事管理区分に配分する数量の案をお示ししております。

まず、「くろまぐろ」の都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量は、クロマグロ小型魚で81.5トン、クロマグロ大型魚で78.6トンとなっており、令和7管理年度と同数となっております。知事管理区分への配分の基準につきましては、A3の資料3-6を使って御説明しますので御準備ください。

資料の左上の1、クロマグロ（小型魚）の漁業種別・地区別配分量ですが、表の左から2列目に、今年度の国から千葉県への当初配分量81.5トンと、その右に記載した平成23年から27年の実績により算出した配分比率で配分した漁業種別・地区別の配分数量をお示ししています。

次に、右に移っていただきまして、令和8管理年度の国からの配分は81.5トンとなっております。この81.5トンから県留保2トンを除いた数量79.5トンと、配分比率に基づき配分した数量が一番右列になりますが、銚子・九十九里地区に16.5トン、夷隅地区に30.1トン、安房地区に15.1トン、漁船漁業の合計が61.7トン、定置漁業には17.8トンと配分する案でございます。これを、さらに右にお示した表のとおり、漁船漁業等の各地区は3か月ごとに実績比率で配分します。定置漁業につきましては、周年を1管理期間として配分します。

次に、資料の下段はクロマグロ大型魚になります。同じように表の合計の欄を御覧ください。中ほどの漁獲可能量の合計にお示したとおり、令和8管理年度の国から配分された漁獲可能量は78.6トンとなりました。この78.6トンから県留保4トンを除いた数量74.6トンと、配分比率に基づき配分した数量が一番右の列になり、漁船漁業等が68.5トン、定置漁業が6.1トンとなっております。これを、さらに右にお示した表のとおり、漁船漁業等は3か月ごとに実績比率で配分します。定置漁業につきましては、小型魚と同様、周年を1管理期間として配分します。

以上が、本体資料の77ページの小型魚及び78ページの大型魚の知事管理区分に配分する数量を示した表に対応した御説明となっております。

次に、「するめいか」の都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量は「現行水準」となっております。資料3-4、資源管理基本方針の抜粋を御覧ください。表面の下段にありますとおり、全体の漁獲量のうちおおむね80%を構成する漁獲量上位の都道府県以外については、現行水準の漁獲量であれば、その資源に与える影響は少ないものと考えられることから、目安となる数量を示して、隻数・操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うものとし、現行水準による配分が行われます。

裏面中段に、スルメイカの個別の資源管理基本方針の抜粋がありますが、こちらにも同様の内容が記載されております。知事管理区分への配分の基準につきましては、次のページ、資料3-5「千葉県資源管理方針」にありますように、複数の管理区分に分けることなく、「千葉県するめいか漁業」として一元管理することとしておりますので、知

事管理区分に現行水準を配分する案になっております。

最後に「ぶり」については、令和7管理年度からステップアップ管理のステップ1として、TAC報告の義務化と情報収集体制の確立などの取組が開始されたところですが、令和8管理年度からステップ2による管理が開始することとなりました。資料3-4の資源管理基本方針の表面中段を御覧ください。ステップ2は、ステップ1での取組に加え、採捕停止命令等はいりませんが、管理を行う目安となる数量（試行目安数量）を踏まえ、採捕停止命令を伴うステップ3以降の取組に向けて、実際の操業の積み上げと比較し、配分の基準や配分方法、採捕停止命令等の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行う管理の試行を行うものであり、各管理区分の漁獲可能量は「試行水準」として配分されます。そのため、本体資料にもありますように、本県に定められた数量は「試行水準」となっております。

次のページ、資料3-5「千葉県資源管理方針」にありますように、「千葉県ぶり漁業」として一元管理することとしておりますので、当該管理区分に「試行水準」を配分する案になっております。

ここで、千葉県においてステップ2で行う管理の試行について、資料3-7及び3-8を使って説明いたします。資料3-7を御覧ください。まず、上の四角囲いされた内容は、水産庁に提示されたTAC管理の試行内容となりますので、簡単に説明します。

試行に当たり千葉県に配分されるTAC、つまり試行目安数量については、当初配分が4,433トンとなります。これは、令和3から5年の千葉県の漁獲実績を基に算出されています。ちなみに、管理期間は7月から翌年6月で管理するパターンと、4月から3月で管理するパターンの2つに分かれており、本県は皆様からの聞き取り等を踏まえ、4月から3月で管理を試行します。また、国全体で管理の試行をする上で、TACの繰入れや繰越しを行うことができます。「繰入れ」とは、余ってしまったTACを、当初配分TACの15%までだったら次の管理年度に繰り越せるという内容です。「繰越し」とは逆に、次の管理年度から、当初配分TACの15%の量までなら次年度から持ってくる内容です。ただし、使った分は次年度において差し引かれます。最後の「融通」は、大臣管理漁業やほかの都道府県とTACを融通できるというものです。以上を踏まえ、本県では四角囲いの下にある内容で試行を行います。

まず、管理の区分については、県全体のTACを「まき網」「定置網」「まき刺し網」「県留保」の4区分に配分します。県留保というのは、簡単に言えば予備分になります。「まき網」「定置網」「まき刺し網」の3漁業には県TAC全体の70%、県留保には30%を割り当てます。この30%という数字については、追加配分やTAC超過、そして釣りや固定式刺し網など、ほかの漁業の漁獲に対応することを考慮しております。なお、主要3漁業は、さらに直近5年の漁獲実績割合で配分します。

次に、各漁業種類のTACを超えそうな場合の対応を御説明します。大きく3つのルールでシミュレーションを行います。1つ目は、4月から10月と11月から翌3月でそれぞれ

れ1回まで、県留保からの追加配分を行います。2つ目は、県留保から追加配分に対応できない場合に、3つの漁業種類間で融通するなどして対応します。3つ目は、追加配分や融通でも対応できない場合に、次年度からの繰入れや、大臣管理漁業やほかの都道府県からの融通を検討します。

それでは、県留保からの追加配分について、「イメージ」と書かれた表と併せて具体的に説明します。令和8管理年度における配分割合は、直近5年の漁獲実績を基にすると、まき網で31%、定置網で33%、まき刺し網で6%、そして県留保は30%となります。この県留保30%のうち、200トンほかの漁業種類による漁獲とTAC超過へ対応するために固定します。固定する200トンを除くと、令和8管理年度は1,130トンが主要漁業への追加配分に使用できます。

これをどのように配分するかというと、前半の4月から10月では、各漁業種類で当初配分の8割に達した場合には県留保1,130トンの8割に、直近5年の漁獲実績割合を掛け合わせた量を追加配分します。後半の11月から3月では、各漁業種類で10月末時点の配分数量の8割に達した場合には、前半で残った追加配分用の留保に、直近5年の11月から3月の漁獲実績割合を掛け合わせた量を追加配分します。

資料3-8は、千葉県における漁獲状況の資料として御用意しております。上の図は県内の直近25年の漁獲状況ですが、まき網、定置網及びまき刺し網が主要漁業となっているほか、年ごとの漁獲量の変動や漁業種類ごとの漁獲割合が大きく変動していることが分かるかと思えます。また、下の図のとおり、前半の4月から10月はどの漁業種類も漁獲が積み上がる傾向にある一方で、後半の11月から3月はまき網の漁獲が主体となっており、先ほど御説明した留保からの追加配分ルールは、この漁獲実態を考慮したものとなっております。

以上が、千葉県においてステップ2で行う管理の試行の内容となります。

なお、本内容については、主要3漁業の関係漁業者には事前に御説明させていただいているところです。なお、資料3-9に、スルメイカ及びブリの知事管理区分に係る過去5年のTAC配分と漁獲実績をお示ししておりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

#### 【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いします。

酒井委員。

#### 【酒井委員】

ちょっと質問させていただきたいのですが、スルメイカのことですけれど、令和2年のときには若干数となっているのですが、今、現行水準となっております。現行水準っ

で334トンということになっているけど、これを超えた場合は採捕停止命令とかそういうのはあるのですか。

【石井会長】

資源課、どうぞ。

【赤羽班長】

まず、若干という配分基準については、これは配分の際の基準が変わっているということで、今は現行水準というものになっているのですが、過去については若干という配分基準で採捕されていると、そういったものになっております。現行水準においては、漁獲量はその数量を超過したからといって、すぐに採捕停止等の措置がかかるものではないかと考えています。

【酒井委員】

かつては千葉県沖にイカがいっぱいいて、かなりの量を捕っていたのだけれど、今ほとんどの船がイカを捕りに行けないので水揚げもほとんどない状況なのですが、資源が回復して、また捕れるようになったとき、この数量はだんだん、漁獲量が増えたとき、採捕停止命令とかそういうのがないように、今後とも国とも話合いをしてやってもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

【石井会長】

そのほかに御意見、御質問等ございませんか。

御意見も出尽くしたようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第3号議案「くろまぐろ、するめいか及びぶりに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

【石井会長】

挙手全員により、第3号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、本件は公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第4号議案「千葉海区漁業調整委員会における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準の策定について」を上程いたします。

事務局から朗読と説明をお願いします。

【岡村副主幹】

(朗読)

【岡村副主幹】

では、内容について御説明をさせていただきます。審査基準の(案)につきましては資料80ページからでございますが、基準制定の経緯について、資料の4-1を御手元に御用意お願いいたします。上のほうの四角囲み部分により説明をさせていただきます。資料4-1でございます。よろしいでしょうか。上の四角囲み部分によりまして御説明申し上げます。

まず、1段落目でございますけれども、個人情報等の取扱いにつきましては、地方公共団体がそれぞれ条例で運用していたところでございますが、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正されまして、令和5年4月から全ての地方公共団体は改正法の直接適用を受けることになりまして、全国的な共通ルールが当該法律により一本化されたところでございます。

2段落目でございますが、法に基づく保有個人情報の開示請求等に対する開示決定・不開示決定のほか、訂正請求及び利用停止請求に係る決定は、行政手続法に規定する法令に基づく「申請に対する処分」に該当いたしますので、行政手続法第5条第1項の規定によりまして、行政庁において審査基準を定めることが義務づけられております。

3段落目でございますが、これらのことから、千葉海区漁業調整委員会におきましても審査基準を定める必要があるため、(案)のとおり策定いたしたいと存じます。

四角囲みの下の部分について説明させていただきます。1の「審査基準の概要」でございますが、本審査基準は(1)開示決定等の審査基準から(7)の利用停止決定等の審査基準までの7つの項目で構成しておるところでございます。審査基準の内容としては、知事部局で策定した基準の内容に準拠して作成しております。

2の「意見公募手続について」でございますが、先ほど申し上げましたけれども、当該基準は知事部局のものに準拠して作成しております。したがって、千葉県行政手続条例第38条第4項第5号の規定、つまり、「当該規則等制定機関以外の県の機関が意見公募手続を実施して定めた規則等と実質的に同一の規則等を定めようとするとき」に該当するため、「広く一般の意見を求めなければならない」という規定を適用しないとされておりますので、意見公募手続を実施しないことといたしたいと思っております。なお、資料4-1を1枚送っていただきまして、資料4-2でございますが、審査基準(案)と関

係法令の対応表をお付けしてございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

**【石井会長】**

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

黒沼委員、どうぞ。

**【黒沼委員】**

ありがとうございます。すいません、このことについてはよく分かってないので質問させていただきます。個人情報ということ自体は、これは全ての個人情報に係る問題だと考えてよろしいのでしょうか。要するに、漁業調整委員会が関係する個人情報ということで考えていけばよろしいですか。

**【岡村副主幹】**

はい、そのとおりでございますが、こちらの個人情報保護の法律でございますけれども、自分の個人情報を開示してくださいということでございますので、他人がほかの情報を開示してくださいということになると、他人の情報というのは基本的に行政文書の開示請求になりますので、2号該当という言い方をするのですけれども、個人情報を開示しないということになります。あくまで自己個人情報の開示という視点に立った法律という御理解になるかと思えます。

**【石井会長】**

黒沼委員、続けてどうぞ。

**【黒沼委員】**

ありがとうございます。ということは、特別地方公務員としての漁業調整委員会のメンバーの個別の情報ということも含めて考えてよろしいわけですね、それは。

メンバーというか、この委員です。

**【岡村副主幹】**

委員さんのということになりますと。

**【黒沼委員】**

それは関係ないのですか。

**【岡村副主幹】**

あくまでも、例えば、私が海区漁業調整委員会に対して、私の情報を海区漁業調整委員会で持っていたら開示してくださいという視点に立った法律になります。

**【黒沼委員】**

ああ。こちらのことではなくて、外部の方のものを持っていた場合ということですね。すいません。

**【岡村副主幹】**

御本人でないと請求ができないということになりますので、例えば私が開示請求者だといたしますと、委員さんの情報を開示してくださいということになると、行政文書の開示請求という別の法律というか、条例等の対応になります。

**【黒沼委員】**

分かりました。明快にしたと思います。ありがとうございます。皆さん、どうでしょう。

**【石井会長】**

そのほか、何か御意見、御質問等ございませんか。よろしいですか。

特にほかの御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第4号議案「千葉海区漁業調整委員会における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準の策定について」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

**【石井会長】**

挙手全員により、第4号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、議題5の「その他」ですが、皆様、何かありますか。よろしいですか。

特になければ、議題を全て終了します。

次に、会議次第第5の「その他」ですが、皆様、何かございませんか。よろしいですか。

特になければ、漁業資源課からお願いします。

**【赤羽班長】**

漁業資源課資源管理班、赤羽です。今年度、令和7管理年度のクロマグロの漁獲管理数量のこれまでの変更について御報告させていただきます。A3の資料5、「報告事項」

と書かれた資料を御覧ください。

まず左上、1のクロマグロ小型魚につきまして、③のとおり、1月16日付で大臣管理区分からの融通による追加配分3.1トン、県資源管理方針の規定により、配分比率に応じて各知事管理区分に配分し、その結果、④のとおり、県全体で小型魚は106.9トンとなりました。

次に、定置漁業で消化率が9割を超えたことから、⑤に、同じく県方針の規定により、2月16日付で県留保分1.6トン、各知事管理区分に配分し、さらに、他県との融通の調整が調ったことから、同日付で他県からの追加配分1.7トン、同じく県方針の規定により、各知事管理区分に配分比率に応じて配分し、最終的に⑦の配分となりました。

続いて、下の表、1、大型魚については、定置漁業で9割を超えたことから、1月16日付で県留保分3トン、各知事管理区分に配分し、④の配分となっております。

期別の配分については、県資源管理方針において、期間内に消化されなかった数量は、取り残した区分の翌期に配分することとしておりますので、各期の終了後、取り残した分は翌期に配分しており、上段中央の表が小型魚の漁業種別・地区別の期間別割当量、下段中央が大型魚の漁業種別の期間別割当量となっております。なお、定置漁業は、小型魚、大型魚ともに周年で管理しておりますので、期別繰越しはありません。

なお、3月10日時点の漁獲実績と消化率を一番左の表中、右側の⑧、⑨にお示ししております。小型魚の消化率は、漁船漁業の銚子・九十九里地区以外は90%を超えており、県全体で86%、大型魚では定置網が90%を超えており、県全体では69%となっております。

報告は以上です。

#### 【石井会長】

ただいまの報告に対して御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。特になければ、続いて、事務局からの報告をお願いいたします。

#### 【高山副主査】

それでは、事務局から御報告をさせていただきます。右上に「資料6」と書かれた資料を御覧ください。着座にて説明させていただきます。

太平洋広域漁業調整委員会が2月17日に東京で開催されまして、千葉海区からは石井会長に御出席いただきました。その結果についての御報告になります。資料に枚数がございますので、基本的には、資料1枚目の概要を基に御説明させていただきます。次ページ以降に詳細な資料をおつけしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

まず、資料の3「会議概要」を御覧ください。まず、(1)の1号議案ですが、「令和8年度における遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の資源管理措置について」でございますが、①のとおり、今年度から開始されましたクロマグロ遊漁の管理状況について御説明があ

りました。12月の委員会でも御説明しましたが、6月、7月の遊漁の採捕の積み上がりが予想以上に大きく、月の上限を大幅に超過したため、くろまぐろ遊漁専門部会の議論を経て、9月以降の採捕上限を5トンから3トンに変更しています。令和8年2月13日時点での総採捕数量は57.5トンであり、今期の採捕枠は残り4.6トンということでした。

また、2月13日時点で計20件の裏づけ命令が発出されております。いずれも1回目の違反であり、2回目の違反に至ったケースはございませんでした。

②の令和8年度における管理につきましては、前回の広調委において遊漁の届出制度を開始することで議決をされたところですが、くろまぐろ遊漁専門部会において議論がなされ、その管理手法について合意されました。こちらの資料の6ページを御覧ください。資料6ページ、中央にございます表の右側、「令和8年度（見直し）」と書かれてございますが、こちらが令和8年度からの管理ということで、1つ目が、現行と同様に採捕上限については、60トンを超えて12か月で割りまして5トンを超えて毎月均等に設定します。

次に、令和7年度の余剰分についても、各月に均等配分されます。月ごとの採捕数量を超過した場合は、超過した数量を翌々月の採捕数量から均等に差し引くこととしていきます。また、バックリミットについては、現行は1人一月1尾までとなっておりますが、こちらが2か月ごとに期間を設定しまして、各期間1尾、つまり1人2か月に1尾という形に変更となっております。

下段の「令和8年度の管理の考え方の例」と書かれた表を御覧ください。遊漁の採捕枠は60トンとなりますが、12か月均等割となりますので、各月の採捕上限は5トンとなりまして、こちらの例ですと、前年度の余剰分が3.5トンだった場合、こちらでも12か月で割りまして、一月当たり0.2トンを超えて均等配分するため、各月の採捕上限は5.2トンとなります。

記載のとおり、6月に12.2トンと採捕上限を大きく上回った場合は、この超過分の7トンを残りの月の8か月で割りまして、一月当たり0.8トンを超えて差し引くため、翌々月となる8月以降の採捕上限は4.4トンという形になります。このような形でクロマグロ（大型魚）の遊漁の管理が令和8年度から行われる予定です。

それでは、資料の1ページにお戻りください。資料中央の②の令和8管理年度における管理につきましては、ただいま説明しましたとおりの管理の内容が箇条書で書かれております。これらの管理手法を反映させるため、現行の委員会指示49号の一部改正を行うとともに、同指示に基づく運用方針案が示され、このたび議決されました。質疑の中では、採捕禁止の判断基準を定めなくていいのかとの質問がございました。また、石井会長からも、漁業者が枠の手前で制限がかかる一方、遊漁のみ枠いっぱいまで採捕させるということで、基準を定めないと遊漁を配慮しているように見えるというような意見をいたしました。

これに対し国からは、遊漁の漁獲枠は60トンに対し、マグロの平均採捕重量は170キロから200キロであり、隔月で採捕できる本数も少なく、9割で採捕を止めるような管理

は難しい。また、積み上がり状況、シミュレーションを見ながら枠をぎりぎりまで利用できるよう運用していきたい、今後改善を図りながら進めていきたいとの回答がございました。

次に、2号議案「太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について」でございますが、①については、キンメダイ底刺し網漁業の操業の承認制度に関する委員会指示になりますが、こちらが同じ内容で、期間を1年更新する内容で議決されました。なお、現在の承認隻数は1隻となっております。

次に②についてですが、前委員会において委員から、資料に記載があったゴースト漁具の自主回収について実施状況の質問を受けまして、事務局が関係県に実施した調査結果について説明がございました。状況調査結果については資料の47ページにございますので、後ほど御覧いただければと思います。

次に、(3) その他の②になりますが、「広域漁業調整委員会の今後の役割等について」ですが、こちらが、3つの広域漁業調整委員会で出ました主な意見について取りまとめた資料を基に事務局から説明がございました。委員からは、T A Cのみ親魚量、加入量の推定予測だけではなかなか管理が難しいので、禁漁期、禁漁区、サイズなど、複合的な管理を議論する場として広域漁業調整委員会が必要ではないかとの御意見がございました。

会議の結果については以上になります。

**【石井会長】**

ただいまの報告に対し、御質問等ございましたらお願いいたします。  
和田委員、どうぞ。

**【和田委員】**

遊漁のマグロはというふうに重量を測っているのですか。我々は市場で測るじゃないですか。遊漁のマグロはというふうに測っているのですか。

**【石井会長】**

事務局、どうぞ。

**【高山副主査】**

遊漁のほうは自己申告という形で当該区のほうに。

**【和田委員】**

うちらはちゃんときっちりやって、Gメンまで来てきっちりやられるけど、それはちよつとおかしいじゃないか。

【永野副技監】

水産課、お願いします。

【篠原班長】

遊漁のクロマグロの報告ですけれども、採捕した方が国にインターネットで報告するのですが、写真を添付して、スケールが分かるようなものを添付して送って、そのサイズから大きさを推定しているとお聞きしております。

【和田委員】

推定かい。

【篠原班長】

スケールがありますので、魚の長さから大体、重量はわかるということで。

【和田委員】

いいかげんじゃないのかな。うちはきっちりやって、遊漁のやつはいいかげんでいいのかという話だよ。60トンやるのも間違っているのにさ。

【永野副技監】

国の説明では、やはり実効性とかを含めて、運用しながら改善していくというような説明の仕方でした。ちょっと納得がいかないところがあるかもしれないですけど。

【石井会長】

漁業者と本当に違うよね。

【石井会長】

ほかに、何か御意見、御質問等ありましたら。よろしいですか。

特になければ、会議次第第5の「その他」を終了し、会議次第6の「事務局連絡事項」に移ります。それでは、事務局からお願いします。

【高山副主査】

それでは、これをもちまして第9回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。

午後3時7分 閉会